東京都・山梨県及び関東6県以外の郵便局を利用して、特別 区民税・都民税特別徴収税額を納入されるかたへのお願い

足立区の公金取扱金融機関である郵便局(東京都・山梨県及び関東6県の郵便局)以外の郵便局で納入される場合は、その郵便局を 足立区の特別徴収収納取扱郵便局に指定する必要があります。本頁 をコピーしてご使用ください。

右の「公金収納取扱金融機関指定通知書」に郵便局名をご記入の上、 最初に納入される際に納入書と併せて郵便局へ提出してください。 2回目の納入からは提出は不要です。下の控えに指定通知書を提出 した郵便局を記入のうえ保管してください。

公金収納取扱金融機関指定通知書(控え)

郵便局

上記の郵便局を足立区の特別区民税・都民税特別徴収 税額の収納取扱郵便局に指定しました。

提出日 令和 年 月 日

公金収納取扱金融機関指定通知書

郵便局長 様

令和年月日足立区長(公印省略

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて 足立区の特別区民税・都民税特別徴収税額の収納取扱郵 便局に指定しましたので通知します。

口座番号 00130-9-960506 (OCR)

00110-6-960033(私製)

加入者の名称 足立区会計管理者

取りまとめ局 ゆうちょ銀行東京貯金事務センター

(郵便番号330-9794)

切り取り線